

## I 保険概要

政府労災保険の対象となる被用者の労働災害について、事業者が被災した被用者もしくは遺族から損害賠償請求を受け、貴校が法律上の賠償責任を負うことがあります。このような場合に貴校が負担する法律上の損害賠償金および賠償問題解決のために要した費用を保険金としてお支払いします。

## II 補償概要

被用者	補償の対象事由	保険種類	支払限度額
常勤職員 および 非常勤職員	常勤・非常勤 職員に対する 損害賠償責任	[労働災害総合保険] 使用者賠償責任保険	被用者1名につき 5,000万円 1労働災害につき1億円

※免責金額(自己負担額)

- ・法定外補償規定等<sup>(注)</sup>がない場合には、1労働災害について一定額を自己負担していただくご契約もできます。この場合、保険料は割引になります。なお、法定外補償規定等<sup>(注)</sup>を有する場合には、その補償金額の上乗せとなり、免責金額の設定はできません。

(注) 法定外補償規定等とは、被保険者である事業主が被用者に対して、政府労災保険等の給付の他に一定の労働災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定その他一定の災害補償を行う旨の規定等をいいます。

## III 保険料例

貴校従業員の賃金総額：10,000万円の場合	→	年間保険料：64,150円
20,000万円の場合	→	年間保険料：128,300円
30,000万円の場合	→	年間保険料：192,460円
40,000万円の場合	→	年間保険料：256,610円

※上記保険料例は「EL割引率算出用調査票」に基づく割引10%を適用した保険料となっております。

- ・この保険は政府労災保険の上乗せ保険となるため、政府労災保険の加入が必要です。
- ・この保険は一般財団法人職業教育・キャリア教育財団が保険契約者となる団体契約です。
- ・団体労働災害総合保険をご加入いただくには、加入資格者は以下の事業者であることが条件です。  
★保険加入者：一般財団法人職業教育・キャリア教育財団を構成する事業主
- ・保険期間は平成24年4月1日午後4時から平成25年4月1日午後4時までの1年間となります。
- ・申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ・ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ・この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。各引受保険会社は、それぞれの引受割合または支払限度額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。  
三井住友海上(幹事会社) 引受割合 60% 日新火災 引受割合 40%
- ・ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ・この保険契約は、保険契約締結時に把握可能な最近の労働保険年度(1年間)の実績数値に基づき、あらかじめ確定した保険料により契約を締結するものです。  
ただし、新規事業者等で、契約締結時に把握可能な最近の労働保険年度(1年間)の実績がない場合は、ご加入時に保険期間中における見込み数値に基づいて暫定保険料をいただき、ご加入期間終了後に通知対象期間における確定数値に基づいて確定保険料を計算し、暫定保険料との差額を精算させていただく必要があります。

- この補償制度を構成する損害保険のうち、使用者賠償責任保険についての説明です。

## (労働災害総合保険) 使用者賠償責任保険

幹事保険会社:三井住友海上火災保険

補償項目	保険金をお支払いする主な場合 およびお支払いする保険金	保険金をお支払いしない 主な場合
<p><b>使用者賠償責任条項</b></p>	<p>被用者(被保険者の従業員等で加入者証に記載された方をいいます。)が業務上の災害によって、身体に障害(後遺障害、死亡を含みます。)を被ったことにより被災した被用者もしくはその遺族から損害賠償請求を受け、被保険者(保険契約により補償の対象となる方をいいます。)が法律上の損害賠償責任を負った場合に損害賠償金、および賠償問題解決のために要した費用が次に掲げる金額の合算額を超える場合に、その超過額を保険金としてお支払いします。</p> <p>① 政府労災保険等により給付されるべき金額(特別支給金を含みません。)</p> <p>② 自賠責保険、自賠責共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額</p> <p>③ 法定外補償規定等により被保険者から被災した被用者またはその遺族に支払われるべき金額</p> <p>④ 加入者証記載の免責金額</p> <p>お支払いする保険金</p> <p>(1) 被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金</p> <p>① 死亡や後遺障害における逸失利益、休業損失等の政府労災保険等および企業の法定外補償制度による給付の超過額が対象となります。給付が年金の場合は一時金に換算します。</p> <p>② 慰謝料 法律上の損害賠償責任による慰謝料をお支払いします</p> <p>(2) 賠償問題解決のために要した費用(注) 法律上の損害賠償責任の解決のために被保険者が負担する以下の費用をお支払いします。</p> <p>① 訴訟や調停となった場合に要する費用</p> <p>② 示談交渉に要した弁護士報酬等の費用</p> <p>③ 解決協力費用</p> <p>④ 求償権保全に要した費用</p> <p>(注) 上記①、②の費用については、事前に引受保険会社の書面による同意を必要とします。</p> <p>なお、被保険者が、被用者またはその遺族に対して支払わなければならない賠償金の額は、適用される法律の規定、被用者に生じた損害の額、および被保険者の過失割合等によって決まります。保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。</p>	<p>次のいずれかに該当する身体の障害等については保険金をお支払いしません。</p> <p>① 保険契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者の身体の障害</p> <p>② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による被用者の身体の障害</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による被用者の身体の障害</p> <p>④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性による被用者の身体の障害</p> <p>⑤ 被保険者の下請負人またはその被用者の身体の障害</p> <p>⑥ 風土病による被用者の身体の障害</p> <p>⑦ 職業性疾病(注)による被用者の身体の障害</p> <p>⑧ 被保険者と被用者またはその他の第三者との間に法定外補償規定等がある場合に、その規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用</p> <p>⑨ 被保険者が個人の場合の、その被保険者と同居および生計をともにする親族が被災した身体の障害に対する損害賠償金または費用</p> <p>⑩ 業務上の災害によって身体の障害を被り、賃金を受けない日の最初の3日目(労働基準法等による補償対象期間の最初の3日目)までの休業に対する損害賠償金</p> <p>⑪ 政府労災保険等に基づき給付を行った保険者(国)が、費用の請求をすることにより、被保険者が負担するに至った金額</p> <p>等</p> <p>(注) 職業性疾病とは、労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。</p> <p>(例)</p> <p>・粉じんによる「じん肺」</p> <p>・強烈な騒音による「耳の疾患」</p> <p>・タイピスト等の「手指のけいれん」</p> <p>・鉛、水銀、マンガン等による「中毒」</p> <p>・アスベストによる「中皮腫」</p> <p>重大事由による解除</p> <p>次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。</p> <p>① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として身体の障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。</p> <p>② 保険金の請求について詐欺を行ったりまたは行おうとしたこと。</p> <p>③ ①および②と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。</p> <p>保険契約に関する調査</p> <p>保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがあります。</p> <p>失効について</p> <p>この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。</p>

## 使用者賠償責任保険をご契約いただくお客さまへ

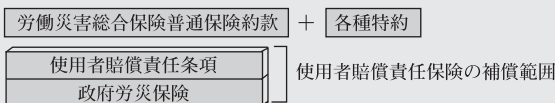
この書面では労働災害総合保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。普通保険約款および特約は、ご加入後、加入者証とともにお届けします。事前に必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。  
\*保険申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領印をかねています。  
\*この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

## 契約概要のご説明

ご加入に際して特に確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み



#### ● 使用者賠償責任条項

被用者が業務上の災害によって身体に障害(後遺障害、死亡を含みます。)を被ったことにより、被災した被用者もしくは遺族から損害賠償請求を受け、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に負担する損害賠償金および賠償問題解決のために要した費用を保険金としてお支払いします。ただし、損害賠償金は次に掲げる金額の合算額を超える場合に限り、その超過額のみを賠償保険金としてお支払いします。

- (a) 政府労災保険等により給付されるべき金額(特別支給金を含みません。)
- (b) 自賠責保険、自賠責共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
- (c) 法定外補償規定等により被保険者から被災した被用者またはその遺族に支払われるべき金額
- (d) 加入者証記載の免責金額

#### (2) 補償内容

- 保険金をお支払いする主な場合(主な支払事由)  
パンフレット本文(ご加入案内書)をご参照ください。
- お支払いする保険金について  
パンフレット本文(ご加入案内書)をご参照ください。
- 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)  
パンフレット本文(ご加入案内書)をご参照ください。

#### (3) セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

#### (4) 保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として一年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましてはパンフレット本文(ご加入案内書)の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5) 支払限度額(ご契約金額)

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。ご加入いただく支払限度額の設定につきましては、次の点にご注意ください。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、お客さまが実際にご加入いただく支払限度額につきましては、パンフレット本文(ご加入案内書)の支払限度額欄にてご確認ください。

#### ● 使用者賠償責任条項

基準となる支払限度額は次のとおりとなり、この金額以上1万円単位で設定します。また、1労働災害についての支払限度額の上限は10億円とさせていただきます。

- (a) 被用者1名につき: 500万円
- (b) 1労働災害につき: 1,000万円

### 2. 保険料

保険料(申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。)は、支払限度額、業種コード、保険料算出の基礎数値等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、パンフレット本文(ご加入案内書)の保険料欄にてご確認ください。

### 3. 保険料の払込み方法について

保険料の払込み方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払があります。分割払とすることができるのは、保険料が20万円以上のご契約です。分割払とすることによる割増はありません。(大口分割払)詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約返れい金の有無

ご加入の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払いいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。**注意喚起情報のご説明**の「6.解約と解約返れい金」をご参照ください。

# 注意喚起情報のご説明

ご加入に際しては被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象ではありません。

## 2. 告知義務・通知義務等 ～ご契約締結時の注意事項（告知義務）、ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知義務）～

### (1) 契約締結時の注意事項（告知義務—保険申込書の記載上の注意事項）

特にご注意ください

申込人および被保険者には、ご加入時に保険申込書（引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。）の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項ならびに他の保険契約等に関する事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書記載内容を必ずご確認ください。

### (2) 契約締結後にご連絡いただくべき注意事項（通知義務等）

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合にはあらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- ◇保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更があった場合  
また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。
- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項に変更があった場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

## 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料（分割払の場合は第1回分割保険料）は、特約により保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。  
保険料の払込みがない場合、保険期間が始まった後であっても、始期日から取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた身体の障害に対しては保険金をお支払いしません。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

特にご注意ください

次に該当する身体の障害等に対しては保険金をお支払いしません。

- 使用者賠償責任条項  
被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合はその契約、または法定外補償規定等がある場合はその規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用 等
- \* 上記は普通保険約款において定めたものであり、これ以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

### (2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として身体の障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ ①および②と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

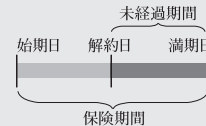
## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、別途事務局からご案内する方法により払込みください。事務局からご案内する方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

## 6. 解約と解約返れい金

ご加入を脱退（解約）される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申し出ください。  
○ 解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（右図をご参照ください。）分よりも少なくなります。たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。



○ ご解約に伴い、保険料のお支払い状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間にお支払いいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいたときには、その保険料をお支払いいただく必要があります。

## 7. 保険会社破綻時等の取扱い（平成24年2月現在）

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
- この保険は、ご加入者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（ご加入者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を事実的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。
- 補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。



## その他のご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1. ご申込み時にご注意いただきたいこと ~注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと~

#### (1) 共同保険について

パンフレット本文(ご加入案内書)をご参照ください。

#### (2) ご加入条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

- 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

#### (3) 保険料算出のための確認資料について(「保険料確定特約」がセットされている契約)

「保険料確定特約」をセットすることにより、保険料が次のいずれかによって定められている場合は、ご加入の際に保険料を算出するために必要な賃金総額、平均被用者数または請負金額についての資料(実績数値の記載がある保険契約者(または被保険者)作成資料の写しおよび当社様式による「告知書」)を引受保険会社にご提出いただきます。

- 保険契約締結時点で把握可能な最近の「労働保険年度(1年間)」における実績数値
- 「保険料確定特約」の内容、セットできるご契約の範囲につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 2. ご申込み後にご注意いただきたいこと ~注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと~

#### (1) 加入者証の確認・保管

パンフレット本文(ご加入案内書)をご参照ください。

#### (2) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

**使用者賠償責任条項をセットしたご契約の場合は特にご注意ください**

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

### 3. 災害発生時の手続

#### (1) 災害発生時の引受保険会社へのご連絡等

災害が発生したときは直ちに取扱代理店または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内します。ご連絡が遅れますと保険金等のお支払いが遅れたり、お支払いができない場合があります。

- 災害発生の日時、場所および状況
- 身体の障害を被った被用者の住所、氏名および身体の障害の程度
- 損害賠償の請求を受けたときは、その内容

三井住友海上へのご連絡は 24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」



事故は いち早く  
0120-258-189 (無料) へ

## (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

\*1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか各特約で必要となる書類をご提出いただきます。

\*2 災害の内容、損害額、障害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
① 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
② 災害の発生状況を確認できる書類	労働者死傷病報告(写)
③ 労災保険法等の支給請求書(写)	遺族補償年金(一時金)支給請求書、障害補償給付支給請求書、休業補償給付支給請求書
④ 労災保険法等の支給決定通知書(写)	労災保険法等の支給決定通知書(写)・年金証書(写)
⑤ 被用者の死亡に伴う保険金請求の場合には、死亡診断書または死体検案書	死亡診断書、死体検案書、遺族補償年金(一時金)支給請求書
⑥ 被用者の後遺障害に伴う保険金請求の場合には、障害の程度を証明する医師の診断書	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類、障害補償給付支給請求書
⑦ 被用者の休業に伴う保険金請求の場合には、被保険者の休業証明書(賃金不払を証するもの)	被保険者の休業証明書、休業補償給付支給請求書
⑧ 被保険者が法定外補償規定等を定めている場合は、その法定外補償規定等(写)	災害補償規定(写)
⑨ 使用者賠償責任条項の保険金請求の場合には、損害賠償額および費用を証明する書類	損害賠償額および費用を証明する書類
⑩ 使用者賠償責任条項の保険金請求の場合には、被保険者が被用者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	被保険者が被用者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑪ その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
(ア) 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
(イ) 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
(ウ) 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
(エ) 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書
(オ) 平均賃金(給付基礎日額)の算定内容を確認する書類	平均賃金算定内訳
(カ) 交通事故の場合は、事故発生状況の確認のために労働基準監督署に提出された交通事故証明書(写)	交通事故証明書(写)
(キ) 被用者が車両運転・操縦中の事故の場合は、運転免許・法令資格が確認できる書類	運転免許証(写)、労働安全衛生法による技能講習修了証明書(写)

■ 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数まで支払期間を延長します。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

■ 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

## 4. 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ各社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。詳細は三井住友海上(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

 0120-632-277 (無料)

【受付時間】平日 9:00～20:00

土日・祝日 9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます)

### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター

**0570-022-808** [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】平日 9:15～17:00

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)